別紙

１．制度骨格案に係る県本部意見に対する自治労本部見解

※ 45 県本部（社保労含む）、約 680 項目にわたる意見が提出され、これらの意見を趣旨の範囲でグルーピング、表現修正等を行っているので、提出した意見の文言と異なっている箇所があります。

№.	意見内容	自治労本部の見解	摘要
１．全員加入により生涯に渡り組合員と家族を助けあう制度とする基本的考え方について			
①	（記載なし）		
２．男女別・年齢群団別掛金体系への変更について			
①	男女別･年齢群団別掛金体系への変更は、制度の公平性・健全性・持続性の確保のためには、やむを得ないものであり、一定の理解はできる。	ご理解、ありがとうございます。	
３．掛金引き上げの抑制策としての経過措置について			
①	（記載なし）		
４．自治労・退職者団体生命共済の新設による生涯に渡る保障体系の構築について			
①	掛金の払込み方法について、年払いだけでなく月払いの検討を引き続き要望する。	付加掛金を抑制し、退職者団体生命共済の掛金優位性確保につなげるためには、金融機関に支払う口座振替手数料が少ない年払いで制度を発足することを判断しました。しかしながら、組合員の要望も多いと思いますので、今後の研究、検討課題とさせていただきます。	
５．医療保障の充実（がん保障特約の拡充・付帯選択や先進医療特約の付帯）について			
①	（記載なし）		
６．全国統一メニュー体系の実現について			
①	（記載なし）		
７．制度実施時期について			
①	現行計画どおりの時期を支持します。	ご理解、ありがとうございます。	
８．その他、今後のじちろう共済の加入拡大に向けたご意見など			
①	シンプルで執行部が理解し、説明しやすい制度設計を要望する。	ご意見の通り、執行部が理解しやすい、シンプルな制度設計をめざしていきます。	
②	各種ツールの作成を求める。	現状、①県本部メニュー検討用の試算ツール、②若年層型・既契約者対応のための試算ツール、③新旧掛金比較ツールを提供させていただいています。各種ツールについては、今後も充実させていきたいと考えますのでよろしくお願いいたします。	
③	わかりやすい教宣物の作成を求める。	分かりやすい教宣物の作成に努めてまいります。	
④	事務負荷が最大限軽減される仕組みを早急に示すよう要望する。	早急にお示しできるよう努力を重ねてまいります。	

２．他県本部の特徴的な意見と本部見解

№.	意見内容	自治労本部の見解	摘要
１．全員加入により障害に渡り組合員と家族を助けあう制度とする基本的考え方について			
①	全員加入により、生涯にわたり組合員と	掛金負担の公平性・制度の持続性・事業の健全性	

	家族を助け合う制度とする考え方は理解・賛同する。しかしながら、現行の契約者に負担増を強いる本改正は助け合う制度とする基本的考え方に沿うものとは理解しがたい。	を確保することで、加入の偏在と長期に渡る加入減少を克服し、自治労全体での全員加入をめざすことができるものと考え、抜本改正案を提起しました。負担をお願いする既加入者の方々には、経過措置の設定などの追加対策を行い、制度改正にご理解いただけるよう、分かりやすい資料の豊富化等の取り組みを進めていきます。	
②	この基本的考え方は当然のことであり理解できるが、これまで言われ続け単組役員が推進してきた「世代を超えた助け合いの精神とそれに基づく一律掛金こそが共済」という考え方が嘘になりかねない。あらためて自治労の、共済の助け合いとは何かを明確にしてほしい。	推進方針については、本日の共済推進県本部代表者会議で「組織討議案の素案」を提起します。ご意見を受け止め、今後の組織討議案提起に向けて引き続き検討を進めます。	
２．男女別・年齢群団別掛金体系への変更について			
①	新入組合員の利用状況は、前回の制度改正により 2008 年から若年層型が導入されたことにより、若干改善されたと感じますが、まだまだ厳しい状況にあります。また、今回の組織討議の意見集約では、今後、新たに団体生命共済を利用する組合員にとっては、新たな掛金体系の方が、より公平なものとして理解が得られるのではないかとの意見もあったところです。現在の利用状況を見たときに、新入組合員の利用を拡大しなければ事業の持続も厳しくなると危惧されるため、掛金体系の変更はやむを得ないと考えます。	ご理解、ありがとうございます。	
②	「高齢層の大幅な料金上昇解消には、最終的には型下げしか選択肢がないこと」「若年層の掛金を引き下げても、保険ニーズなどから引き下げが若年層の加入促進の特効薬とはならないこと」「自治労の運動方針のみならず他の職域団生においても導入例が少ない中、自治労が率先して男女別を導入する理由が希薄なこと」から賛同・承服できない。	高齢層の組合員には、経過措置を組合わせたメニューを提示することで、可能な限り掛金抑制対策をはかり、新設・改善される保障のメリットをお知らせしながら、丁寧なご説明に向け努力したいと考えます。若年層は掛金を引き下げただけでは加入促進の特効薬とならないというご意見は、その通りであると認識しています。制度の優位性・加入に結び付ける組織力量・組合員に情報を届ける工夫に加え、若年層組合員の加入動機が喚起されるような推進方法・ツールについて検討を重ねます。 他の職域における導入例が少ない掛金体系を提起した要因の一つには、年々競争が激化しているグループ保険への対策があります。現行のじちろう団体生命共済との掛金較差が大きい若年層に集中した営業展開などにより、加入数の減少だけでなく加入の偏りもますます大きくなる傾向にあり、抜本的対策が必要と考え、改正案を提起しました。	
③	若年層の入庁時の加入率が下がっているのは、入庁時（独身時）には生命保険加入自体の必要性を感じていない、もしくは親に掛金をかけてもらって加入しているという実態であり、民間生保よりも掛金が高いからではないと考えている。掛け金が高いから若年層が加入しないという声はほとんど聞こえてこない。	若年層組合員が生命保障に対する加入の必要性を重視されないことは、年齢や健康状態の傾向からご意見の通りであると考えます。制度の優位性・加入に結び付ける組織力量・組合員に情報を届ける工夫に加え、若年層組合員の加入動機が喚起されるような推進方法・ツールについて検討を重ねます。	

３．掛金引き上げの抑制策としての経過措置について			
①	「経過措置や保障減額によらない」掛金引き下げ抑制策が提案されなかったことは極めて遺憾である。制度骨格案で示された激変緩和措置は、単組役員・書記が容易に説明できない複雑な内容であり、現場に混乱や不信感を生じさせる恐れがある。また、基本契約・経過掛金については、毎年の掛金引き上げのために、解約や脱退への対策を複数年にわたり行う必要が生じ、結果的に、経過措置がない場合よりも解約や脱退が増えることも懸念される。 また、自治労共済をメイン(唯一)の保障として利用している高年層組合員はこれ以上保障を減額できないケースも多く、掛金引き上げの打撃は大きい。	抜本改正のコンセプトは、掛金と給付のバランスの見直しによる公平性・健全性・持続性の確保であり、それにともなう男性 51～60 歳の激変緩和策は必須であると考えます。組織討議・制度骨格案は、改正事業規約の範囲内で、最大限の努力をした結果としてお示ししております。 激変緩和措置により複雑になったとのご指摘の点につきましては、組合員への説明資料の充実や事務システムの改善による単組事務軽減策を実行していきたいと考えます。 高齢層組合員には、制度改正の年だけではなく、新設・改善される保障のメリットをお知らせする資料を豊富化する等、丁寧なご説明に向け努力を続けたいと考えます。	
４．自治労・退職者団体生命共済の新設による生涯に渡る保障体系の構築について			
①	現行の退職後共済による医療保障の提供は、概念の複雑さ、移行時の制度説明や税務相談等で非常に煩雑さを伴うものでした。新設される自治労・退職者団体生命共済は、最長で 85 歳までの継続加入・保障内容においても「医療保障充実型」と「病気入院付帯型」の２種類を有することから支持します。	ご理解、ありがとうございます。	
②	これまで、退職者は、長期共済で積み立てた資金を活用して退職後の定期医療を選択できることで大きな安心感を得ていた。しかしながら、新設の自治労・退職者団体生命共済では、退職後、手持ち資金で身銭を切って掛金を掛けなければならず、退職後の収入が不安定な状況から、不安に感じる組合員が多くなるのではないかと思われる。	在職中の団体生命共済と同様に、自治労のスケールメリットを生かした自治労・退職者団体生命共済は、個人制度を受け皿とする退職後共済の定期保障（医療・遺族）と比較すると、保障内容、掛金水準とも、優位な制度と言えます。セカンドライフにおける収入と備えに対する分かりやすい資料を充実させる等の方法で、退職者が安心して自治労・退職者団体生命共済をご利用いただけるよう努力していきます。	
５．医療保障の充実（がん保障特約の拡充・付帯選択や先進医療特約の付帯）について			
①	（特になし）		
６．全国統一メニュー体系の実現について			
①	全国統一メニューによるコスト削減や利便性の向上は望ましい。また、県別メニューの設定に一定程度の余地を残していることも評価する。 ただし、総合共済基本型等の型セット廃止は、推進・事務のいずれの面からもマイナス影響となることが懸念されるため反対であるが、仮に全国統一メニューを実現する上でどうしても必要な措置であれば、推進・事務面でのマイナス影響が出ないような対応を強く求める。	ご意見の通り、推進・事務面でのマイナス影響が出ないような対応策を引き続き検討してまいります。	
７．制度実施時期について			
①	（特になし）		
８．その他、今後のじちろう共済の加入拡大に向けたご意見など			
①	（特になし）		